第二十七条の十一第一項、第二項及び第三項第一号中「一般送配電事業者」の下に「及び配電事業者」を加え、同項第三号中「及び第一項」を「並びに第一項」に、「の責任」を「及び配電事業者の責任」に改め、同条第四項中「に対する」を「及び配電事業者に対する」に改める。

第二十七条の十一の二第一項中「又は発電事業」を「、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。次項において同じ。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。）」に改め、同条第二項中「又は発電事業」を「、発電事業又は特定卸供給事業」に改める。

第二十七条の十一の三第一項中「若しくは発電事業者」を「、発電事業者若しくは特定卸供給事業者」に改め、同条第二項第三号中「又は発電事業者」を「、発電事業者又は特定卸供給事業者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定卸供給事業者　特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

第二十七条の十一の四第四項中「たる」を「である」に、「又は発電事業者」を「、発電事業者又は特定卸供給事業者」に、「又は発電事業の」を「、発電事業又は特定卸供給事業の」に改める。

第二十七条の十一の五第一項第三号中「又は発電事業者」を「、発電事業者又は特定卸供給事業者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定卸供給事業者　特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

第二十七条の十二中「第六条の二」の下に「、第九条」を加え、「、第七条第二項及び第四項、第八条第二項並びに第二十六条の三第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、第八条第一項中「第六条第二項第五号」とあるのは「第二十七条の七第二項第五号」と、同条第二項及び第十条第三項中「第五条」とあるのは「第二十七条の六」と」を削り、「まで」と、」の下に「第十条第三項中「第五条」とあるのは「第二十七条の六」と、」を、「振替供給」の下に「と、第二十六条の三第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者」を加え、同条の次に次の一節を加える。

第三節の二　配電事業

（事業の許可）

第二十七条の十二の二　配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第二十七条の十二の三　前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　商号及び住所

二　取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。第二十七条の十二の五第二項第三号において同じ。）の氏名

三　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

四　供給区域

五　配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ　配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧

ロ　変電用のものにあつては、その周波数及び出力

ハ　発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

2　前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第二十七条の十二の四　経済産業大臣は、第二十七条の十二の二の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一　その配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。

二　その配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三　その配電事業の計画が確実であること。

四　その配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。

五　その配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。

六　前各号に掲げるもののほか、その配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。

（許可証）

第二十七条の十二の五　経済産業大臣は、第二十七条の十二の二の許可をしたときは、許可証を交付する。

2　許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　許可の年月日及び許可の番号

二　商号及び住所

三　取締役の氏名

四　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

五　供給区域

六　配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ　配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧

ロ　変電用のものにあつては、その周波数及び出力

ハ　発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

（事業の開始の義務）

第二十七条の十二の六　配電事業者は、事業の許可を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2　経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域を区分して前項の規定による指定をすることができる。

3　経済産業大臣は、配電事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4　配電事業者は、その事業（第二項の規定により供給区域を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（供給区域の変更）

第二十七条の十二の七　配電事業者は、第二十七条の十二の五第二項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2　第二十七条の十二の四及び前条の規定は、前項の許可（同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。）に準用する。

（事業の許可の取消し等）

第二十七条の十二の八　経済産業大臣は、配電事業者が第二十七条の十二の六第一項の規定により経済産業大臣が指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に事業を開始しないときは、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。

2　経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、配電事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。